

抑、労働争議は資本主義社会制度下に於て必然的に發生する重大なる社会現象であつて、之れが解決の如何は國家の運命に至大なる影響を有するものである。故に之れが取締りの任に當る警察官憲の瀆職の如きは最も嚴正なる處断を要す可きは云ふまでもない。

然るに司法官憲は、その贈收賄の犯罪事實を認めながら、之れを火事場の握飯と同一視し、從つて多額の金錢の收受をも尙辨當代なりと強辯し、微罪起訴猶豫となし、僅に今泉某一個人の行政上の免官處分を以つて足れりとするが如き、之れ明に本件の重大なる社会的意義を理解し能はざるに起因するとは云へ司法官憲が常に労働争議を犯罪視し、之れを彈壓する事を以つて能事終れりと思惟しつゝある、保守頑迷なる官僚思想の所有者たる事を暴露せるものである。

更に司法官憲が我が労働階級一齊の憤激と、公正なる社会的輿論の難詰に直面し、自らその非違を覺りながら、尙依然として官僚一流の面目に拘泥し、徒に躊躇逡巡して居るが如き我等の憤懣に堪へざる所である。

爾來資本家階級は、その營利の爲めには一切を犠牲として顧みざるを其の特質とする。

抑も本件の發生は、大日本紡績株式會社が、労働者を搾取し、その私利を計らん爲めに、薄給に苦しみつゝある下級警官の弱點に乗じ、これを買収して罷業團を彈壓せしめんとする陋劣なる心事に原因する。然るに司法官憲は斯る營利會社の役員をも、尙且つ不問に付して居るのである。

我等は斯の如き時代の正義心と懸け離れたる刑事政策が、必ずや將來社会に恐る可き風潮を醸成する事ある可きを信じ、飽くまで司法官憲の責任を叫彈し、その猛省を促さんとするものである。

我等は斯る不祥事の絶滅を期し、茲に贈賄者並に收賄者を告發して、其の再審を促すと共に飽くまで輿論の喚起に努め仍つて以つて之が最善の解決に努力せんとするものである。

昭和二年八月二十日

### 日本労働中央委員會

#### 告 發 状

東京市芝區三田四國町  
日本労働總同盟東同盟會

告 發 人 會長 松 岡 駒 吉  
東京市麹町區有樂町一丁目三番地  
告 發 人 片 山 義 哲

大日本紡績會社社員用度課長  
被 告 發 人 黑 田 榮 太 郎  
元南千住署高等係主任  
被 告 發 人 今 泉 銀 太

瀆職罪告發事件  
申 立 泉 銀 太

- 一、被告發人今泉銀太ハ南千住署巡查部長ノ公職ニアリ乍ラ其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ、因テ不正ノ行爲ヲナシ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サ、ル事續明白ナルニツキ刑法第九十七條第一項後段ニヨリ處断テ求ム。
- 二、被告發人黒田榮太郎ハ日紡會社用度課長トシテ今泉ヲ教唆シ不正ノ行爲ヲナサン爲ニ公務員ニ對シ多數ノ賄賂ヲ交付シタルモノナルニツキ刑法第九十八條ニヨリ處断テ求ム。
- 三、事實  
一、本件被告發人兩名ニ係ル收賄賄賂ノ事實關係ハ警視廳廻送同人等瀆職事件記録ニヨリテ明白ナリト信ズルニツキコ、ニ之ヲ援用ス。
- 二、被告發人ハ更ニ新事實ヲ摘發シ被告發人今泉銀太ニ對シテハ刑法第九十七條第一項後段ノ犯罪歴然タルモノアリト認ムルヲ以テ前記犯罪事實ニ追加シ告發スルモノナリ。
- 三、即チ今泉銀太ハ日紡争議ニ際シ、争議ノ内容ヲ審査シ双方ノ主張ヲ明カニシ然ル後、ソノ治安維持ノ警察事務ニ従事セザルベカラザルニモ拘ラズ、争議中資本家側ヨリ收賄シ居ル結果、日紡ノ利益ヲ計リ労働者側ニ對シ非常ナル壓迫ヲ加ヘ、争議團ヲ不當ニ彈壓シ不正ノ行爲ヲナシ、又ハ相當ノ行爲ヲ爲サ、ルモノナリ、其事實ハ今泉ハ絶エズ會社内ニ駐在シ、或時ハ門前ニ於テ應援者ヲ殴打シ、石ヲナゲツケ、女工ヲ投ケ飛バシ、會社ノ應援ニ吸々タリ。

- (2) 今泉ハ剛員ニシテ「誠首者ニ同情シテ厥起セヨ」トイフビラ(警察署ノ許可ヲ得タルモノ)ヲ「ホケツト」ニ所持シ居ル事實ノミヲ見テ直チニ檢束シ。
- (3) 甚シキハ六月十一日頃會社ガ争議團員ニ對シ、寄宿舎立退テ不當ニ要求スルヲ今泉ハ之ニ加擔シ、應ゼザル者十一名ヲ直チニ檢束シタルコトアリ。

以上ノ如ク労働争議ニ際シ近代稀ニ見ル官憲壓迫ノ行爲ヲナシタリ。

常事告發人等ハ被告發人ノ行爲ニ疑テ挾ミ或ハ刑法第九十四條ニヨリ職權濫用不法逮捕ノ告發告訴ヲ提起セント協議シ、或ハ警視廳監、檢事總長ヲ訪問シ其ノ不法ヲ糾彈シタルコトアリ。

四 以上ノ事實ニ依ツテモ如何ニ彼ガ不法ニソノ職權ヲ濫用シタルヤ明白ニシテ單純ナル收賄罪ヲ以テ律スルコト能ハザルヤ洵ニ明カナリトス。彼レノ罪ヲ決シシ輕カラズ法律上ノ點ヨリ社会問題ノ上ヨリ將來ノ労働争議ニ於ケル萬般ノ影響ヲ考ヘル時ハ決シテ彼ノ罪ヲ看過スルコト能ハザルモノナリト信ズ。不當ニ労働者側ヲ壓迫シテ置キナカラ大金ヲ收受シ平然トシテ郷里ニ歸リ居リシ事實ニ對シテ彼レハ何ノ辭ヲ以テ辯明セントスルヤ、吾人ハ刑事政策ノ立場ヨリ斷テ許スベカラザル犯罪ナリト確信ス。

五、被告發人、黒田榮太郎ハ又單純ナル贈賄者ニ非ズ、大會社ノ用度課長ナリ。彼レハ労働争議ニ於テ労働者ヲ壓迫センガ爲ニ官憲ノ力ヲ利用シ、警官ニ賄賂シ今泉ヲ教唆シ依テ以テ會社ノ目的ヲ達セントセシモノナリ。彼レノ背景ニハ必ズヤ或ル力ガ潜在スルナラン、單純ナル一時ノ出來心ニヨリ贈賄セシ徒輩ト同一視シ之ヲ看過スルハ、コレ又刑事政策ノ上ヨリ考慮シテ斷テ許スベカラザルモノナリト信ズ。

以上兩名ニ對シ新事實ヲ主張シ更ニ御審議テ求ム。

昭和二年八月二十日  
東京地方裁判所檢事局御中  
松 岡 駒 吉  
片 山 義 哲  
永 義 雄